

五泉市農業委員会

令和3年 第11回 定例総会議事録

会議開催 令和3年11月30日(火) 午後2時15分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(19人)

1 番 渡辺 清滋	2 番 加藤 健一
3 番 江口 聡	4 番 渡邊 清司
5 番 高橋 甚一	6 番 今井 聡
	8 番 林 毅
9 番 亀山 公子	10 番 権平 孝男
11 番 阿部 伸由	12 番 渡邊 みのり
13 番 高岡 公衛	14 番 川村 孝雄
15 番 佐久間 公英	16 番 楯 英樹
17 番 地濃 潤一	18 番 松尾 タカ子
19 番 古田 常藏	

欠席委員

7 番 岩出 ノブ子

関係説明者

次 長	五十嵐 敦	
村松事務所長	田中 正徳	係 長 阿部 隆
主 査	松村 徹	

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第11回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 只今から、令和3年 第11回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、7番 岩出ノブ子 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号11番 阿部伸由 委員、12番 渡邊みのり 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長16番 楯英樹 委員から報告してもらいます。

調査班長（楯 英樹 委員）

 はい議長。議席番号16番、現地調査班 楯です。優良農地の保全と確保、無断転用の防止として11月の農地パトロールを実施しました。

 本日9時30分から私ほか、泉 推進委員、岩野 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では、丸田、五泉字天王免、三本木、一本杉、論瀬、土堀。村松地区では、刈羽、高松、番坂、等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかった

ことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
この案件には、委員が関係するものがあります。
6 ページの議案番号2番は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い
たします。
6 ページをご覧ください。番号2番は、売買での所有権移転の案件となります。譲受
人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積218㎡を議案書記載の金額で売買するもので
す。
9 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を
満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（楯 英樹 委員）

はい議長。説明いたします。番号2番は番坂地内の休耕畑で、特に問題がないと見
てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありまし
たらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 2 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 2 番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 2 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、先ほど審議いただいた案件を含め総数 4 件で、売買が 2 件、贈与が 1 件、賃貸借が 1 件となります。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買での所有権移転の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、田 20 筆、合計面積 4,200.43 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして 6 ページをご覧ください。番号 3 番は、贈与での所有権移転の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 2 筆、田 2 筆、合計面積 196 m²を贈与するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして 7 ページをご覧ください。番号 4 番は、賃貸借の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、田 3 筆、面積 2,832 m²を議案書記載の金額で貸借するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（楯 英樹 委員）

はい議長。説明いたします。番号 1 番は論瀬地内の畑および田で、番号 3 番は丸田地内の休耕畑、番号 4 番は高松地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 2 番を除く案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 2 番を除く案件については、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、うち賃貸借が 2 件、売買が 1 件、であります。

15 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番はひとつの案件です。砂利採取に伴う搬出入路および表土置場として平成 30 年に許可を受けておりましたが、引き続き使用するために申請があったものです。

22 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー（イ）－ c」であります。

申請地は一本杉地内の農用地のため原則として転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

15 ページに戻っていただき、番号 4 番と番号 5 番はひとつの案件です。資材置場として平成 30 年に許可を受けておりましたが、引き続き使用するために申請があったものです。

29 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イー(イ)－b」であります。申請地は三本木地内の第 1 種農地ですが、使用後に原形復旧することが前提となる一時転用であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

15 ページに戻っていただき、番号 6 番は畑 3 筆、782 m²を店舗兼個人住宅敷地とする永久転用案件で、売買となります。

36 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ－(ア)－a－(a)」であります。申請地は、五泉字天王免地内の農地で、下水道・上水道が埋設されおおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設、具体的にはつくし保育園、ABC 幼稚園があるため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（楯 英樹 委員）

はい議長。説明いたします。番号 1 番から番号 3 番は一本杉地内の一時転用中の田で、番号 4 番と番号 5 番は三本木地内の一時転用中の畑、番号 6 番は五泉字天王免地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

39 ページをご覧ください。今月は 9 件の申し出がありました。

番号 1 番から 9 番の内容については、令和 3 年 11 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 7 番は、売買の案件です。番号 1 番は、面積 2,610 m²。番号 2 番は、面積 3,000 m²。番号 3 番は、合計面積 2,696 m²。番号 4 番は、合計面積 1,192 m²。番号 5 番は、合計面積 2,042 m²。番号 6 番は、合計面積 2,280 m²。番号 7 番は、合計面積 1,888 m²。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号 8 番から 9 番は、交換の案件です。番号 8 番は、面積 4,915 m²。番号 9 番は、合計面積 3,906 m²。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続いて「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

109 ページの議案番号 61 番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。議長を松尾 代理に交代します。

(古田 常蔵 会長 退室)

議長（松尾 会長代理）

議長を交代しました。

「通常案件の」議案番号 61 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

109 ページをご覧ください。番号 61 番は利用権の再設定案件です。番号 61 番は、合計面積 3,928 ㎡、これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 61 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 61 番は、原案のとおり決定されました。古田 会長は入室してください。

（古田 常蔵 会長 入室）

議 長 議長を交代しました。

続きまして、87 ページの議案番号 42 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係委員 退室）

議 長 「通常案件」の議案番号 42 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

87 ページをご覧ください。番号 42 番は利用権設定の再設定の案件です。番号 42 番は合計面積 2,257 m²、これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 42 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 42 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、48 ページの議案番号 6 番並びに、59 ページの議案番号 10 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 6 番並び議案番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

48 ページ並びに 59 ページをご覧ください。番号 6 番並びに番号 10 番は新規の利用

権設定案件です。番号 6 番は、合計面積 7,915.91 m²。番号 10 番は、面積 1,167 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 6 番並びに議案番号 10 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 6 番並びに議案番号 10 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、67 ページの議案番号 19 番並びに、142 ページの議案番号 93 番から 94 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 19 番並びに議案番号 93 番から 94 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

67 ページからをご覧ください。番号 19 番は新規の利用権設定案件です。番号 19 番は、合計面積 6,309 m²。これらを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして 142 ページをご覧ください。番号 93 番から 94 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の

内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 19 番並びに議案番号 93 番から 94 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 19 番並びに議案番号 93 番 94 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 6 番と 10 番、議案番号 19 番、議案番号 42 番、並びに議案番号 61 番、議案番号 93 番から 94 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は先ほどご審議いただいたものを含め 138 件、その内、賃貸借の新規は 31 件、再設定は 107 件の申し出がございました。

43 ページからをご覧ください。番号 6 番と 10 番並びに番号 19 番を除く、番号 1 番から 31 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 12,908 m²。番号 2 番は、合計面積 3,573 m²。番号 3 番は、合計面積 2,767 m²。番号 4 番は、合計面積 5,105 m²。番号 5 番は、合計面積 7,742 m²。番号 7 番は、面積 978 m²。番号 8 番は、合計面積 10,933 m²。番号 9 番は、合計面積 27,021.50 m²。番号 11 番は、合計面積 3,495 m²。番号 12 番は、合計面積 4,023 m²。番号 13 番は、面積 3,122 m²。番号 14 番は、合計面積 8,693.16 m²。番号 15 番は、合計面積 11,810 m²。番号 16 番は、合計面積 2,981 m²。番号 17 番は、合計面積 8,505 m²。番号 18 番は、合計面積 2,466 m²。番号 20 番は、合計面積 2,943 m²。番号 21 番は、

合計面積 17,623 m²。番号 22 番は、合計面積 5,653.77 m²。番号 23 番は、合計面積 4,529 m²。番号 24 番は、合計面積 3,568 m²。番号 25 番は、合計面積 10,059 m²。番号 26 番は、合計面積 13,061 m²。番号 27 番は、合計面積 4,424 m²。番号 28 番は、合計面積 8,712 m²。番号 29 番は、合計面積 13,762 m²。番号 30 番は、合計面積 6,156 m²。番号 31 番は、合計面積 4,577 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 42 番並びに番号 61 番、番号 93 番から 94 番を除く、番号 33 番から 138 番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 6 番と 10 番、議案番号 19 番、議案番号 42 番並びに議案番号 61 番、議案番号 93 番から 94 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 6 番と 10 番、議案番号 19 番、議案番号 42 番並びに議案番号 61 番、議案番号 93 番から 94 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8 報告事項に入ります。

「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい議長報告いたします。

191 ページからをご覧ください。第 10 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号 1 番は、面積 802 m²。番号 2 番は、合計面積 1,526 m²。これらを議案書記載の

金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

以上報告いたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和３年第１１回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後２時５０分 閉会)